

富士山静岡空港特定運営事業等募集要項等の修正

平成29年7月12日

区分	頁	項目	修正前	修正後	備考
優先交渉権者 選定基準	13	表1に関する説明 2-(2)-イ-(エ)	「20年後の目標値を達成するための20年間の基本方針及び基本的な施策」は、具体的な施策ではなく、20年後の目標値を達成するための航空ネットワークの充実、旅客数等の拡大、 <u>旅客ターミナルビル入館者数の増加及びビジネスジェット等の利用拡大</u> に係る取組方針や施策についての考え方を記載するものとし、当該提案は、実施契約上の義務となる。	「20年後の目標値を達成するための20年間の基本方針及び基本的な施策」は、具体的な施策ではなく、20年後の目標値を達成するための航空ネットワークの充実、旅客数等の拡大に係る取組方針や施策についての考え方を記載するものとし、当該提案は、実施契約上の義務となる。	表1との整合
	13	表1に関する説明 2-(2)-イ-(オ)	「事業開始5年後の目標値を達成するための事業開始後5年間の具体的な施策」は、5年後の目標値を達成するための航空ネットワークの充実、旅客数等の拡大、 <u>旅客ターミナルビル入館者数の増加及びビジネスジェット等の利用拡大</u> に係る施策を具体的に記載するものとし、当該提案は、該当する期間において、実施契約上の義務となる。	「事業開始5年後の目標値を達成するための事業開始後5年間の具体的な施策」は、5年後の目標値を達成するための航空ネットワークの充実、旅客数等の拡大に係る施策を具体的に記載するものとし、当該提案は、該当する期間において、実施契約上の義務となる。	表1との整合
	13	表1に関する説明 2-(2)-イ-(カ)	「 <u>旅客ターミナルビル入館者数の増加、ビジネスジェット等の利用拡大に向けた事業開始後5年間の具体的な施策</u> 」は、事業開始後5年間の旅客ターミナルビル入館者数の増加及びビジネスジェット等の利用拡大に係る施策を具体的に記載するものとし、当該提案は、該当する期間において、実施契約上の義務となる。	「 <u>旅客ターミナルビル入館者数の増加に関する施策</u> 」及び「 <u>ビジネスジェット等の利用拡大に関する施策</u> 」の「20年間の基本方針及び基本的な施策」は、具体的な施策ではなく、 <u>旅客ターミナルビル入館者数の増加及びビジネスジェット等の利用拡大に係る取組方針や施策についての考え方を記載するものとし、当該提案は、実施契約上の義務となる。</u> また、「 <u>事業開始後5年間の具体的な施策</u> 」は、事業開始後5年間の旅客ターミナルビル入館者数の増加及びビジネスジェット等の利用拡大に係る施策を具体的に記載するものとし、当該提案は、該当する期間において、実施契約上の義務となる。	表1との整合